

■（補助金の基準と額）

第1条 活動費補助の基準は下記に対する補助とする。

- <A> 事務費（総会事務経費）、
- 運営費（参加者補助）、
- <C> 通信費（案内状郵送費）、
- <D> 支部主催の特色ある事業及び支部の再構築、新設

2) 第1条に対する補助額は別紙の通りとする。但し、新設、再構築の場合の通信費を業者（サラト）に委託する場合は、その経費の全額を本部が賄うこととする。

「再構築」とは、支部は存在するが15年以上の支部活動がない支部の支援
 「新設」とは、支部がなく、全く新たに立ち上げる支部の支援

3) 特色ある事業に対する補助について

- 支部単独事業としては資金的に難しい場合、本部で補助をする。
- 支援金給付の条件
 - ・ 会員等の資質向上のための「研修、講習、講演会」等
 - ・ 「会場費＋講師料」は上限10万円。講演時間は下限60分。参加者数の下限は設定せず。
- 事業計画のある場合は、本部へ連絡し相談の上「事業計画書」（別紙）及び「開催要項」を本部に提出する。

■（申請）

第2条 活動費補助の交付を受けようとする支部は、別に定める「交付申請書」を総会後2ヶ月以内に会長に提出しなければならない。

■（交付の決定）

第3条 前条の規定により交付申請書の提出があったときは、会長はその内容を審査し、補助金の交付額を決定する。

2) 会長は、前項の規定により補助金の額を決定したときは、速やかに当該支部等に通知しなければならない。

■（補助金の交付）

第4条 補助金の交付は、支部が設ける銀行口座に振り込む。

2) 交付を受けた支部は、本会に対し所定の領収書を発行しなければならない。

3) 補助金の交付は、原則として年1回とする。ただし、会長が必要と認めるときは、この限りではない。

■（実績報告の提出）

第5条 本規程第1条により交付を受けた支部は、別に定める実績報告書を1ヶ月以内に会長に提出しなければならない。

■（補助金の取消）

第6条 会長は、補助金の交付を受けた支部等が前条に定める実績報告書を提出しないときは、この補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

■（改廃）

第7条 本規程の改廃は、理事会において行う。

《支部活動助成費額》

案内数	A 事務経費	B 参加助成費	C 通信費	D 新設再構築費
	案内書作成 総会資料等 作成経費	参加者数 × 1000	新設、再構築の場合の通信費を業者（サラト）に委託する場合は、その経費の全額を本部が賄うこととする。2年目以降の通信費（賛同者）は領収書額を助成する。	
0-49	5000			20000
50-99	10000			25000
100-149	15000			30000
150-199	20000			35000
200-249	25000			40000
250-299	30000			45000
300-349	35000			50000
350-399	40000			
400-449	45000			
450-499	50000			
500~				

